

中小企業雇用安定化奨励金の概要

中小企業雇用安定化奨励金は、中小企業事業主が労働協約又は就業規則により、有期契約労働者（期間の定めのある労働者）を対象とした①正社員転換制度、②正社員と共通の処遇制度、③同じく共通の教育訓練制度を導入した場合に奨励金を支給することにより、有期契約労働者の雇用管理の改善と雇用の安定化を促進するものです。

①正社員転換制度導入に対する支援

1事業主につき **40万円**

奨励金の受給に当たっては、正社員転換制度を設け、有期契約労働者を実際に1人以上正社員に転換することが必要です。

更に

1労働者につき **20万円**

上欄の正社員転換制度を活用し、3年以内に2人以上転換した場合、対象労働者1人につき上記金額を最大10人まで支給します。なお、母子家庭の母等を正社員に転換した場合は、支給額が30万円となります。

②共通の処遇制度導入に対する支援

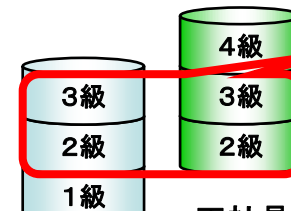
1事業主につき **60万円**

奨励金の受給に当たっては、処遇制度について、3段階以上の等級区分を設け、フルタイム有期契約労働者1人以上に適用することが必要です。

共通の処遇制度とは…

基本給、職能給、職務給、賞与等の待遇について、職務（責任度等）又は職能（仕事の難易度等）に応じ、正社員と共通の評価を行い、処遇する制度をいいます。

〔職能（仕事の難易度等）〕

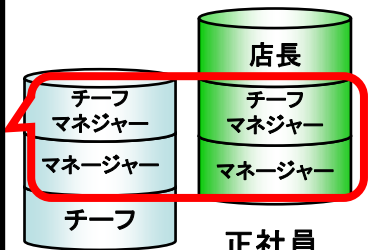


フルタイム
有期契約労働者の制度

正社員
の制度

・基本給
・職能給
・職務給
・賞与
等の処遇制度
を共通にする。

〔職務（責任度等）〕



フルタイム
有期契約労働者の制度

正社員
の制度

③共通の教育訓練制度導入に対する支援

1事業主につき **40万円**

奨励金の受給に当たっては、10時間以上の教育訓練（Off-JTに限る）を、フルタイム有期契約労働者の3割以上に対して実施することが必要です。



共通の教育訓練制度とは、カリキュラム内容、時間等について正社員と同様の教育訓練制度のことを言います。